平成２６年（フ）第５０号
福岡県行橋市大字上稗田1435番地
債務者　松蔭　雪美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
沖縄県那覇市前島３丁目５番３号　メゾンひとし501
債務者　中川　　功
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷750番地
債務者　高橋　一平
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目21番地６　県営常盤アパート１号棟133号室
債務者　民部田和雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４４号
岩手県奥州市水沢区姉体町字石名坂５番地６
債務者　皆上　　聡
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４５号
岩手県奥州市水沢区字谷地円明６番地１　アトリオ・クラ205号室、前住所岩手県奥州市水沢区字川端140番地５　スカイタウン203号室
債務者　石川　　耐
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第６１号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪182番地の２　Ｂ号、前住所福島県会津若松市花見ケ丘１丁目４番16号
債務者　松浦　和男
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木257番地の６、前住所福島県会津若松市館脇町５番20号
債務者　泉田　吉正
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
群馬県前橋市江田町42番地１　サニープレイスＣ―105号
債務者　山川まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
群馬県伊勢崎市曲沢町1314番地　坂下アパート34
債務者　松本　哲典
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４９号
群馬県前橋市日吉町２丁目23番地10　シルクハイツ１―２号
債務者　英　　勝彦
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０２号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野1444番地の193
債務者　松浦　　寿（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０９号
神奈川県小田原市寿町３丁目11番６号サンハイツ・サト202号
債務者　瀬戸宗一朗
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２３号
神奈川県足柄上郡山北町山北761番地３
債務者　瀬戸　明江
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５４号
神奈川県南足柄市狩野1000―33　ウエストハイムＣ101、住民票上の住所神奈川県南足柄市岩原582番地５
債務者　手塚　雅美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５５号
神奈川県南足柄市岩原582番地５
債務者　手塚　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５４号
静岡県沼津市下香貫藤井原1622番地の１
債務者　中田　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係